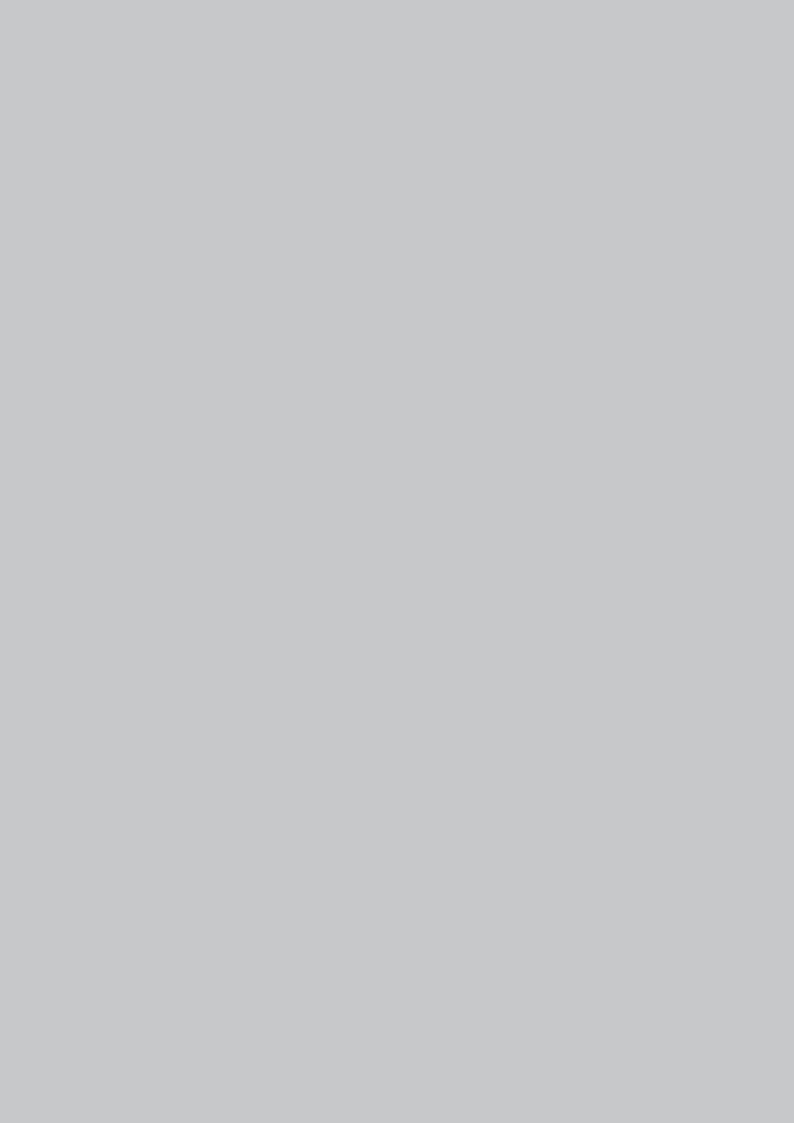
第6章 安全と問題行動



第6章 安全と問題行動

第1節 青少年の安全

1 青少年の死亡者数

令和2年の青少年(0~24歳)の死亡者数は、61人で前年に比べ9人減少し、死亡者総数に占める割合は0.34%となっている。

第1-6-1表 年齢階級別青少年死亡者数の推移

(単位:人)

年 区分	0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	20~24 歳	1	総数	A(%)
H28	24	4	6	12	20	66	17, 309	0.38
29	29	2	6	9	23	69	17, 575	0.39
30	19	5	7	8	17	56	17, 936	0.31
R1	30	4	2	17	17	70	18, 424	0.38
2	22	4	0	11	24	61	17, 905	0.34

資料:健康福祉政策課

(注) A (死亡者総数に占める青少年層死亡者数の割合) = -

計(青少年層死亡者数)総数(死亡者総数)

×100

(1) 青少年の死因別順位

令和2年の青少年(0~24歳)の死因別順位をみると、第1位は自殺の14人で、青少年の死亡者の23.0%を占めている。

第2位は不慮の事故の13人、第3位は周産期に発生した病態の10人となっている。

第1-6-2表 青少年(0~24歳)の死因別順位(死因簡単分類による)

(単位:人)

順位 年	第1位		第2位		第3位		死亡者数 (0~24歳)
H28	不慮の事故	14	自殺	13	悪性新生物	7	66
29	自殺	15	先天奇形、変形及び 染色体異常	12	不慮の事故	7	69
30	自殺	13	不慮の事故	10	先天奇形、変形及び 染色体異常	8	56
R1	自殺	13	周産期に発生した病態	12	不慮の事故	9	70
2	自殺	14	不慮の事故	13	周産期に発生した病態	10	61

資料:健康福祉政策課

(2) 青少年の不慮の事故による死亡数

青少年の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は13人(21.3%)となっている。 また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は5人(38.5%)となっている。

第1-6-3表 青少年の不慮の事故による死亡数(令和2年)

(単位:人)

X	分	0~24歳	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~19 歳	20~24 歳
年齢	階級別死亡者数(a)	61	22	4	0	11	24
不	慮 の 事 故(b)	13	1	2	0	4	6
→ =n	交 通 事 故	5	1	0	0	2	2
内訳	その他	8	0	2	0	2	4
不慮の	事故の割合(%) (b)/(a)	21.3	4.5	50.0	0	36. 4	25. 0

資料:健康福祉政策課

2 青少年の交通事故

(1) 令和2年中の交通事故概況

令和2年中の県内の交通事故は、発生件数2,436件(前年比-355件、-12.7%)、死者数28人(前年比-9人、-24.3%)、負傷者数2,939人(前年比-439人、-13.0%)で、発生件数及び負傷者数は平成14年以降、19年連続で減少し、死者数は昭和41年に全国統一の交通事故統計調査が開始されて以降最少となった。

(2) 交通事故による子どもと青少年の死傷者

ア 令和2年中の交通事故による子ども(中学生以下)の死傷者数は、死者数0人(前年比±0人)、負傷者数154人(前年比-40人、-20.6%)で、死者は全体の0.0%、負傷者は全体の5.2%を占めた。また、青少年(16歳以上24歳以下)の死傷者数は、死者数4人(前年比+1人、+33.3%)、負傷者数314人(前年比-22人、-6.5%)で、死者は全体の14.3%、負傷者は全体の10.7%を占めた。

第1-6-4表 交通事故による子ども(中学生以下)と青少年(16歳以上24歳以下)

単位:人、%

項目	目別		年別	H28	H29	H30	R元	R2
発	生	件	数	3,740	3,258	2,966	2,791	2,436
全	死	者	数	53	42	45	37	28
	うち子どもの死る			1	1	0	0	0
	子どもの割合			1.9%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち青少年の死	者数		8	3	7	3	4
	青少年の割合			15.1%	7.1%	15.6%	8.1%	14.3%
全	負 傷	者	数	4,539	4,022	3,649	3,378	2,939
	うち子どもの負債			246	213	167	194	154
	子どもの割合			5.4%	5.3%	4.6%	5.7%	5.2%
	うち青少年の負	傷者数		551	444	446	336	314
	青少年の割合			12.1%	11.0%	12.2%	9.9%	10.7%

資料:警察本部交通企画課

イ 令和 2 年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は 0 人であり、青少年の死者は自動車乗車中が 3 人、 二輪車乗車中が 1 人である。

第1-6-5 表 子ども(中学生以下)と青少年(16歳以上24歳以下)の状態別死者数(令和2年)

単位:人

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	11	5	4	8	0	28
子どもの死者数	0	0	0	0	0	0
青少年の死者数	3	1	0	0	0	4

資料:警察本部交通企画課

(3) 青少年運転者(16歳以上24歳以下)による交通事故

ア 令和2年中の青少年運転者による交通事故発生件数は296件、死者数は4人で、全発生件数の12.2%、 全死者数の14.3%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の6.2%であることを考慮すれば、交 通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 青少年(16歳以上24歳以下)運転者による交通事故の推移

(単位:件、人、%)

項	目別年別	H28	H29	H30	R元	R2
全	発生件数	3,740	3,258	2,966	2,791	2,436
	うち青少年運転者による事故件数	569	484	397	376	296
	青少年の割合	15.2%	14.9%	13.4%	13.5%	12.2%
全	死者数	53	42	45	37	28
	うち青少年運転者による死者数	10	5	9	4	4
	青少年の割合	18.9%	11.9%	20.0%	10.8%	14.3%
全/	負傷者数	4,539	4,022	3,649	3,378	2,939
	うち青少年運転者による負傷者数	707	625	494	477	378
	青少年の割合	15.6%	15.5%	13.5%	14.1%	12.9%
運	転免許総人口	852,501	847,393	842,414	835,072	828,625
	うち青少年の免許人口	58,761	57,008	55,165	52,737	51,554
	青少年の割合	6.9%	6.7%	6.5%	6.3%	6.2%

注 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

資料:警察本部交通企画課.運転免許課

運転免許総人口は、青森県が保有する運転免許保有者データを基に作成(警察庁統計と異なる)

運転免許人口は各年12月末である。

イ 令和2年中の青少年運転者による死亡事故の法令違反別では、安全運転義務違反(2件、50.0%)によるものが最も多い。

また、青少年以外の運転者による死亡事故は安全運転義務違反(11 件、45.8%)によるものが最も 多く、次いで歩行者妨害等(4 件 16.7%)によるものが多い。

第 1-6-7 表 青少年(16歳以上24歳以下)運転者による死亡事故の違反別状況(令和2年) (単位: 件 %)

	青少年運転者による 死亡事故件数			トの運転者 二事故件数	合計	
	7L L F	構成率	(構成率		構成率
通行区分	1	25.0	1	5.0	2	8.3
踏切不停止等	0	0.0	1	5.0	1	4.2
優先通行妨害等	0	0.0	1	5.0	1	4.2
交差点安全進行義務違反	0	0.0	2	10.0	2	8.3
歩行者妨害等	0	0.0	4	20.0	4	16.7
酒酔い運転	1	25.0	0	0.0	1	4.2
安全運転義務違反	2	50.0	9	45.0	11	45.8
停止措置義務違反	0	0.0	2	10.0	2	8.3
計	4	100.0	20	100.0	24	100.0

注1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

資料:警察本部交通企画課

注2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、24件(死者数24人)である。

注3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 青少年の水難

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであるが、このうち青少年の水難発生件数は4件で、全体の約4.3%を占めている。

第1-6-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件、人)

区分	年別	H28	H29	Н30	R元	R 2	計
	発生件数	1 (25)	1 (19)	1(15)	0(11)	1 (22)	4 (92)
事	水死者	0(13)	0(4)	0(5)	0(3)	0(9)	0(34)
故	被救助者	1(12)	1(17)	3(12)	0(8)	1 (14)	6 (63)
者	計	1 (25)	1(21)	3(17)	0(11)	1 (23)	6 (97)

⁽注)()内は、県内の全発生件数・人員である。

資料:警察本部地域課

第2節 犯罪や虐待による被害状況

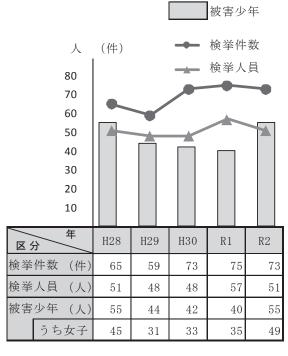
1 犯罪被害の状況

(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

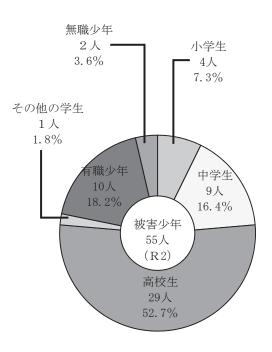
令和2年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反などの少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の被害者となった少年は55人で、前年に比較すると15人(37.5%)増加した。学校・職業別では、被害者の約7割(69.1%)が中学生、高校生で占められている。

第1-6-9表 福祉犯取締り状況

第1-6-10図 福祉犯被害少年の学識別



資料:警察本部少年女性安全課



資料:警察本部少年女性安全課

(2) SNS 等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

令和2年中、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を介して福祉犯の被害者となった少年は19人で、前年に比較すると8人(72.7%)増加した。学校・職業別では、被害者の約9割(89.5%)が中学生と高校生で占められている。

20 18 16 14 令和2年 12 令和元年 10 8 6 4 小学生 中学生 高校生 有職少年 無職少年 学職 計 合 区分 女 女 女 女 女 令和2年 19 17 0 15 14 令和元年 11 10 2 1 1

第 1-6-11 表 SNS 等 を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

資料:警察本部少年女性安全課

2 児童虐待相談対応件数

児童相談所における令和2年度の児童虐待相談対応件数は、1,749件(対前年度比+129件)となっている。その内訳は、身体的虐待447件(+39件)、性的虐待16件(+14件)、心理的虐待975件(+83件)、保護の怠慢・拒否311件(-7件)となっている。最近5年間の相談対応件数の推移は次のとおりで、都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっている。

(件) 2,000 1.749 1,800 1.620 1,600 3111,413 318 1,400 2391.073 1,200 949 1,000 975 272170 892 800 800 600 502 541 16 400 2 10 447 200 408 364 264246 0 平成28年度 令和2年度 29年度 30年度 31年度 □身体的虐待 □性的虐待 □心理的虐待 □保護の怠慢・拒否

第 1-6-12 図 児童虐待相談対応件数

資料:こどもみらい課

第3節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

令和2年中の刑法犯少年は120人で、前年から14人(10.4%)減少した。また、不良行為少年の補導は1,167人で、前年から626人(34.9%)減少した。

第 1-6-13 表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

区分	<u> </u>	年別	H28	Н29	Н30	R1	R2
	TII)+ XII	犯罪少年	187	105	125	83	77
非	刑法犯 少 年	触法少年	92	88	84	51	43
行	9 4	計	279	193	209	134	120
少	特別	法 犯 少 年	22	24	15	17	24
年	ぐき	犯 少 年	7	10	16	8	9
	合	計	308	227	240	159	153
	不良行	為少年	2, 260	2,875	2, 130	1, 793	1, 167

資料:警察本部少年女性安全課

(注) 非行少年・・・・・刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。

刑法犯少年・・・・刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

犯罪少年・・・・・・罪を犯した 14歳以上 20歳未満の者をいう。

触法少年・・・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

特別法犯少年・・覚醒剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

ぐ犯少年・・・・・・保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、 又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者をいう。

不良行為少年・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている 20 歳未満の者をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

令和2年中の刑法犯少年のうち、罪種別では、粗暴犯及び知能犯が前年から増加した。

第 1-6-14 表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別		年別	H28	Н29	Н30	R1	R2
区	悪	犯	3	5	2	4	1
粗	暴	犯	31	15	17	7	14
窃	盗	犯	200	138	161	95	78
知	能	犯	1	3	4	1	4
風	俗	犯	4	6	5	4	3
その	他の刑	法犯	40	26	20	23	20
合		計	279	193	209	134	120

資料:警察本部少年女性安全課

(注) 凶悪犯・・・・殺人、強盗、放火、強制性交等の犯罪をいう。

粗暴犯・・・・凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。

知能犯・・・・詐欺、横領、偽造などの犯罪をいう。

風俗犯・・・・賭博、わいせつの犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

令和2年中の刑法犯少年のうち、学職別では、その他学生と有職少年が前年から増加した。

第 1-6-15 表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

	- 24 MINESTER - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	24.2 110.42.42.4				() () ()
学職別	年別	H28	Н29	Н30	R1	R2
	未就学	0	1	0	0	0
	小 学 生	44	44	55	28	28
児童	中 学 生	110	73	57	37	29
生徒	高 校 生	75	46	51	41	24
	その他学生	3	4	7	0	3
	有 職 少 年	34	10	30	20	28
	無 職 少 年	13	15	9	8	8
	合 計	279	193	209	134	120

(注)その他学生…大学生、専修学校生などをいう。

資料:警察本部少年女性安全課

第4節 青少年の問題行動

1 薬物乱用

令和2年中、大麻取締法違反で少年2人を検挙したが、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第 1_6_16 主	薬物利用少年の法令別検挙	. 婦道 1 昌の惟移
第 1-0-10 表	李物司.用少年(1)法令别种全	・御温人目の作移

第1-0-10 衣 架物品用少年の法下が検字・開	等人貝 (ノ作物		<u>()</u>	<u> 単位:人)</u>
区分	H28	H29	Н30	R1	R2
シンナー (毒物及び劇物取締法)	0	0	0	0	0
覚醒剤 (覚醒剤取締法)	0	0	0	0	0
大麻 (大麻取締法)	0	1	1	0	2

資料:警察本部少年女性安全課

(注)薬物乱用とは、医薬品を病気の予防又は治療等の医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的にない薬物を快感を得る目的で不正に使用することをいい、薬物規制に関する法律については上記のほか、麻薬及び向精神薬取締法などがある。

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

令和2年中、不健全性的行為(少年の健全育成上支障のある性的行為)をしていたことにより補導された少年は23人で、前年に比較すると8人(25.8%)減少した。

第 1-6-17 表 - 2	下健全性的行	為少年の推り	多		(単位:人)
年別 区分	H28	Н29	Н30	R1	R2
人員	38	30	23	31	23
うち女子	22	22	15	17	20

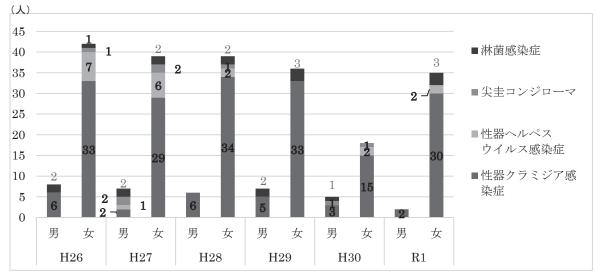
資料:警察本部少年女性安全課

(2) 性感染症の状況

性感染症は、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒などがある(注)。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数(全年齢)は横ばい傾向にあったが、平成30年で減少、令和元年で再び増加した。令和元年の10代の感染者数は37人で、男女の内訳は、男性2人、女性35人となっている。(第1-6-18図、第1-6-19表)

第1-6-18 図 県内10代(男女別)の性感染症発生動向(梅毒を除く)



資料:保健衛生課

第 1-6-19 表 県内における 10 代の性感染症発生動向

	区分			定	点把握対	全数把握	対象疾患								
年次		性器クラミジア 感染症		性器ヘルペス ウイルス感染症		尖圭 コンジローマ		淋菌感染症		梅	毒	(定点把握対象疾患)			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
	全年齢	127	180	32	69	47	18	37	8	2	0	243	275	518	
H26	10代	6	33	0	7	0	1	2	1	0	0	8	42	50	
	(割合)	4.7%	18.3%	0.0%	10.1%	0.0%	5.6%	5.4%	12.5%	0.0%	0.0%	3.3%	15.3%	9.7%	
	全年齢	100	168	33	58	41	22	30	8	4	4	204	256	460	
27	10代	2	29	1	6	2	2	2	2	0	0	7	39	46	
	(割合)	2.0%	17.3%	3.0%	10.3%	4.9%	9.1%	6.7%	25.0%	0.0%	0.0%	3.4%	15.2%	10.0%	
	全年齢	114	186	44	49	37	13	24	13	14	14	219	261	480	
28	10代	6	34	0	2	0	1	0	2	2	1	6	39	45	
	(割合)	5.3%	18.3%	0.0%	4.1%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	14.3%	7.1%	2.7%	14.9%	9.4%	
	全年齢	76	184	38	45	42	13	25	16	42	21	181	258	439	
29	10代	5	33	0	0	0	0	2	3	2	4	7	36	43	
	(割合)	6.6%	17.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	18.8%	4.8%	19.0%	3.9%	14.0%	9.8%	
	全年齢	83	184	35	48	21	18	34	12	20	20	173	262	435	
30	10代	3	15	0	2	1	1	1	0	2	3	5	18	23	
	(割合)	3.6%	8.2%	0.0%	4.2%	4.8%	5.6%	2.9%	0.0%	10.0%	15.0%	2.9%	6.9%	5.3%	
	全年齢	96	237	29	55	24	17	37	14	17	13	186	323	509	
R1	10代	2	30	0	2	0	0	0	3	2	2	2	35	37	
	(割合)	2.1%	12.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	11.8%	15.4%	1.1%	10.8%	7.3%	

(注) 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、 県の指定を受けた特定の医療機関(定点医療機関)から報告される定点把握対象疾患。 梅毒は、患者を診断した全ての医師から報告される全数把握対象疾患。 資料:保健衛生課

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及びHIV感染者は、全て20代以上で、平成元年から令和2年までの累計で計101人(エイズ患者36人、HIV感染者65人)となっている。

近年、全国的な発生数は減少傾向にあるが、本県においては横ばい傾向にある。(第1-6-20表)

第 1-6-20 表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													—				
年人	H 元~ 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	計
エイズ 患者	8	0	1	4	2	1	2	3	1	1	1	1	3	2	2	2	0	1	1	36
HIV 感染者	11	2	3	5	4	3	5	4	2	3	2	1	2	1	2	4	5	2	4	65
計	19	2	4	9	6	4	7	7	3	4	3	2	5	3	4	6	5	3	5	101

資料:保健衛生課

(備考) 日本におけるサーベイランス定義では、新規エイズ患者とは初回報告時にエイズと診断された者であり、すでに エイズと診断された者であり、すでにHIV感染症として報告されている症例がエイズを発症するなどの場合は 含まない。